

総合教育会議

日時：令和5年4月28日（金）

16時15分～17時21分

場所：市役所本庁舎 第一会議室

（清水調査担当主幹）

ただいまから、「総合教育会議」を開催いたします。

会議に先立ちまして、事務局からご報告させていただきます。本日の会議の出席者の紹介につきましては、お手元の名簿と配席図をもって代えさせていただきたいと存じます。また、教育委員の鎌田委員はオンラインで参加いただいております。よろしくお願いたします。参加の教育委員の皆様におかれましては、ご発言される場合は、席の下にあります、ボタンを押していただいて、発言が終わられた後、再度ボタンを押していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は、本会議の招集者であります河村市長にお願いいたします。

（河村市長）

本日の議題は、「名古屋市立学校でのいじめ防止対策に係る調査及び検証結果について」でございます。

昨年度「名古屋市立学校でのいじめ防止対策に係る調査及び検証」を実施し、調査検証委員から、報告書が提出されましたことから、報告させていただくものです。

報告書の詳細については、調査検証委員の委員長をしてもらっていた安保弁護士に本日お越しいただいておりますので、安保弁護士から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（安保弁護士）

これから説明をさせていただきます。本審査は、各中学校及び教育委員会が行っているいじめ防止対策やいじめへの対応が、名古屋市いじめ防止基本方針、各学校のいじめ防止基本方針、それからこれまでいじめ対策検討会議及びいじめ問題再調査委員会が調査報告書において示した提言などに基づいて、具体的かつ適切に実践されているかについて、調査検証を行いましたので、その結果を報告します。

まず調査方法なんですけども、この調査報告書概要書と調査報告書を参照しながら聞いていただきたいと思います。調査報告書では4ページ以降に書いておりますが、今回与えられた調査期間の令和4年11月から令和5年1月までという時間的制約の中で、実施可能な手法での調査を行い、調査対象はですね、教育委員会と学校の特徴が分散するように選出した中学校8校に絞りました。本来なら16校検討していたんですけど、調査期間が限られていたということで8校に絞りました。調査項目について

は、国のいじめ防止基本方針をベースとし、時間的制約から、聞き取り対象は、各学校の管理職を含めた教員、一部の保護者、それから教育委員会の職員、子ども応援委員会の職員に絞りました。

本来、いじめは子どもたちに関わることで、対象とすべき子どもを含めるべきなんですけども、生徒を含めることができず、生徒の意見も聴取できておりません。ですので、そのために今回の調査結果というのは、生徒側から見た学校、教育委員会の活動の有効性の評価や、児童生徒の参加という面では限界があります。

また、名古屋市ではですね、全体で分校を含んで112校がありますが、そのうちの8校の調査ですので、調査結果の信頼性とか妥当性という面でも、限界がございます。しかし、異なる中学校で聞き取りをした結果ですね、子ども法律、教育、心理、福祉の専門性を持った委員が調査を行いました、それらの委員が、類似する意見を持っておりましたことから、この意見はですね一定の信頼性妥当性があるという風に考えています。

では、中学校8校における調査項目に関する状況について説明したいと思います。調査報告書では7ページからにまとめをしております。まず、いじめ防止等の対策のための組織ですが、これは多くの学校が、いじめ等の対策委員会を月一回開催しておりますし、週1回の頻度で開催する生徒指導会議や学年主任連絡会議などで、気になる生徒の情報交流を図っておりました。いじめ対策が実効的な学校ほど会議という形にこだわりすぎず、日々の教師間の風通しの良さとか、報告連絡相談が密に行えることの重要性を認識して、教員が1人で抱え込むことなく、生徒の変化に対して、指導でき、適切な対応をしていたと、そういう感想を持つに至っております。

次に、いじめ防止に向けた計画等の策定ですが、これも当然のことながら各学校は、いじめ防止基本方針を毎年策定しておられました。

また、学校の基本理念の中で、その中で学校における人権教育の基本目標を掲げて、生徒主体のいじめのない学校づくりを進めている学校がありました。

次に、未然防止ですが、これについても、いじめというのは子どもたち、生徒相互の人間関係の中で起こる問題ですけども、生徒相互の人間関係だけではなくですね、地域、保護者、学校のつながりを強化する学校運営がですね、それぞれの中学校8校、伺いましたけどもそれぞれ独自性を持っておられて、独自性を伴った形でいじめの防止対策として展開されていったというふうに感想を持っております。

次に、早期発見のところですが、いじめを早期発見するためには、生徒の小さなつぶやきを拾い上げて学校内外の関係者で問題意識を共有する体制整備が必要になってくるんですが、多くの学校では配布文書とかカードとか掲示物とか、ホームページを活用するなどしてですね、多数の相談先を周知しておりましたし、また早期発見のツールとして月に1回程度のWEBあるいは質問紙による調査の実施がされておりました、生徒と担任の先生との間の毎日のノートのやりとりも行っておられました。そういう面ではですね、非常に周知をされているし、子どもたちの日々の様子とかをですね、拾いあげるところとはなっておりましたが、今後続けていかれることについてはいろいろな質問票による調査等に関しては、有効性を検証したり、時期を検討するなど

して、先生方ですね、負担にならないかという点も含めて、見直す必要があると思いますし、日々のノートの活用というのは、子どもたちの本当に小さなつづやきを拾いあげ的方法としては、とても有効な方法だと思いますけども、そのための担任の先生方の時間を確保する措置が不可欠であるというふうに思います。それと各学校では、いじめの可能性があるとされる事案については、情報交換を迅速かつ円滑に行おうとしているような対応をされておりました。

それから、いじめに対する措置・対応については、多くの学校で、重大事態が起こった場合に備えて、フローチャートを作成するなど、いじめが起こった場合の具体的な手順を明確にされていました。ただ、実際に重大事態の恐れがあるケースがあった場合に、その手順に従って行われているかどうかまでは、この調査では確認できませんでした。

いじめが疑われる事案については、それぞれいろいろな事案の特性というものがございまして、それについて早期対応は行われておりましたし、被害生徒への対応だけではなくて、加害生徒への対応も含めて、いじめ解消後の人間関係にも配慮した措置が各学校で行われていたというふうに感じました。

次に、教職員研修については、これも学校によって、内容は様々でしたが、工夫をされた研修が行われておられました。

次に、子ども応援委員会との連携ですが、教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが、互いの役割や職責を十分に理解し合い、その専門性を活かして協力、協働していただくというそういう体制づくりが、とても期待されるところで、名古屋市は子ども応援委員会という、特別な本当にスペシャルな組織を持っておられて、それはもう全国の都市の中でも特筆すべきだというふうに思っておりますが、学校によって、子ども応援委員会のメンバーとの関係性や活用状況は様々でした。その背景には、配置されるカウンセラー等の方の、子どもへの関わり方の違いとか、それぞれカウンセラーの方によって違いがありますし、学校の管理職のスクールカウンセラー等に求めるものの違いというものがあるんじゃないかというふうに考えております。

それから8番目に、これまでの提言への対応でございますが、私が再調査とさせていただいた令和3年の報告書の提言については、印刷物の配布とかデータの共有などで、単に共有するだけで終わっている学校もありましたが、教職員の方が、日頃の教育活動を評価点検する基軸として、活用されているなど積極的に教育活動に活かして工夫をしていた学校もございました。平成26年と平成28年にも報告書がございまして、これについては、随分時間が経っておりますし、学校の校長先生等も変わられたという、時間的経過もあるのかもしれませんが、当該重大事態が起きた学校については、毎年、それを引き続き取り組みをされていましたが、それ以外の学校については、活用されている状況というのは、確認ができませんでした。

それから、9番目に、いじめ防止教育に関する独自の取り組みでございます。いじめ防止教育に関わって、人権教育として特徴のある取組が多くの学校で実施されておりました。その他ですね、生徒の心に直接働きかける実践を行ったり、丁寧な教育相談

や、それから教師と生徒が一对一で向きあう機会の設定や、それから毎日の日記の交換とか、それから学年集会での生徒のいじめの認識についての指導が行われておりました。私ども訪問させていただいて、これらの日常的な地道な取組、生徒に対するきめ細やかな指導こそが重要であるということを、常日頃言われていることかもしれませんが、本調査で更に明らかになったというふうに考えております。

10番目にその他特記事項としては、子ども応援委員会などの専門スタッフの整備は本当に進んでおられると思いましたが、既に着手はされておられますが、学校で居場所がない子どもたちに対してですね、居場所の整備も大切だというふうに感じました。

それから何回も申しますが、教職員においては、既に時間的に限界にきており、生徒さんの様々なニーズに合わせた学校づくりを、進めていくための入口はやはり、教職員の方々の時間的余裕であるっていうのは、これは委員の一致した意見であります。

次に16ページからですね、教育委員会の調査について記載しています。教育委員会は現在に至るまで、いじめ問題への対応を進めてきておられますし、これまでの調査報告書の提言、それから指摘を受けた改善点も、私ども幾つも確認できました。

しかし、3点申し上げたいと思います。

まず最初は、指導室が重大事態の認定をすることになるんですけども、重大事態として取り組むかどうかを判断する際の判断基準が、果たして明確かつ詳細に設けられているかどうかという点。

それからあるいは過去の事案を想起したときに、判断に、学校からの情報がたくさん上がってきますので、そういう偏見等を含んだ情報が用いられる余地がないかどうか。そういうことについて、本当に判断がきちんと明確に行われているかについての、そういったことについての懸念を、払拭するまでには至らなかったというところがございます。

それから2番目に、いじめの対策が多岐にわたり、綿密になるにしたがって、各学校の取組で仕事量も必然的に増加する傾向があるので、教育委員会が各学校に、取り組むべき事項を示す時に、その効率化をする必要があるのではないか。

事例が多岐に渡りますし、そうすると指導内容も多岐に渡るところがありますが、それを効率的にしていかないと、教職員が、いじめ対応について、その重要性だとかを取捨選択できないまま、時間がかかってしまうのではないかとということがあるので、各学校に対する指導助言内容の効率化っていうのを一定図る必要があるのではないかとこのところではあります。

3点目として、今回8校だけでしたけども、それぞれの学校が本当に独自性を持っておられます。各学校の個々の工夫や努力による成果が、その学校だけに埋もれてしまわないように、教育委員会が好事例を施策化したり、それから教職員研修で積極的に取り上げたりするなどして、その共有を進めるべきであるということを、三つ目として挙げさせていただきました。

各学校がいろいろ悩みながらですね、編み出したと思うんです。それを是非です

ね、全体で共有していただきたいというふうに考えております。

それから、21 ページからは子ども応援委員会についてです。本当に子ども応援委員会については、学校との連携や、子ども応援委員会の専門性の活用が期待されるところでございます。すべての学校において、ただそういうふうな期待をしているんですけども、すべての学校において十分になされているとまではいえませんでした。

学校とうまく連携できた事例とか、未然防止活動による子どもたちの変化など、すぐれた実践例や工夫については、学校と子ども応援委員会全体にフィードバックされることや、不十分な点が見受けられたケースについては、適切に検証をして、次の活動に活かすことができるようなシステムを作ることを通じて、この重要な子ども応援委員会の働きについて、より充実した学校との連携や学校づくりに繋げていただきたいということを本当に期待しております。

最後に、25 ページから本調査・検証の提言として、4つのことを記載しております。

まず第1に、学校経営全体の問題として、教育委員会指導室の指導助言、援助の質の向上を挙げております。今回の調査研究で、いじめ問題への取組の成否ってというのは、学校のあり方に深く関わっているということを改めて確認できました。いじめ問題の対応含め、学校経営全体が、組織的、機動的に行われているかを継続的に分析していくことが必要というふうに思います。その方策としていろいろあるだろうけれども、委員として申し上げたいのは、区担当指導主事の学校への指導、それから助言・援助の質を向上することによって、その過程で収集したデータを指導室全体で多面的に分析して、継続的に、各学校の経営実態把握を行うことが考えられます。また収集したデータから、典型的なものを抽出加工して、教職員研修で使用をできるような事例集を作成することもいえるだろうというふうに思っております。教育委員会として、指導室の指導・助言・援助について質の向上をしていただきたいというところがございます。特にその中で、各学校と直接対応することとなる区担当指導主事の方々への指導・助言・援助の質の向上をしていただきたいということでございます。

第2に各学校の独自性を活かしたいじめ対策と、そのための環境です。各学校においては、生徒数とか職員構成、地域の風土や保護者と学校との関係などの面が本当に、様々で違いが大きいです。そうすると、いじめの予防や解消できる資源の違いも大きいということでございます。そのために、いじめに関連した提言を教育委員会から指示的・一方的な方法で伝達をする、教育委員会も漏れがないようにチェック条項とかですね、示されておられますけども、それだけではなくて、各学校において、やっぱり学校の中では、重大事態が起きていない学校はなかなか提言等について、ご自分の学校のことというふうに思い至らないということも、率直なご意見もありまして、我が事として問題をとらえて、提言を各学校の実態に応じて活かしていただくように、提言について大綱的な内容にまとめることも検討すべきだというふうに思います。更にはその大綱化された提言を、各学校で具体的な校内組織づくりや指導法まで落とし込むためには、職員の時間確保が必要ですし、各学校の独自性に対応した効果的、効率的な対策を考案するために、基礎的な知識を、教職員の方々が主体的に獲得

できるように環境を整えることが必要になってくるというふうに思います。どうしても、いじめの調査報告書の提言は、重大事態が起こった中で、事実認定を通じて、課題を探して、提言をするということになるので、その提言の内容については、かなり個別性がある、それぞれの調査報告書ではそれを、一般的なところまで落とし込むような努力はしていますが、やっぱりですね各学校で利用するには利用しにくいところもあるかというふうに思います。それをやっぱり大綱的な形で、教育委員会が第三者の例えばいじめ対策検討会議等の力を借りてですね、大綱的な形に落とし込めて、各学校の独自性を生かした対応ができるようにされることが、提言を活かすことになるのかなというふうに思っております。

それから第3に、学校の余裕の必要性で、これは何回も申しますが、いじめ対策提言を実施するためには、学校の教職員がより多くの時間を費やすことが明らかであると思いますので、それに見合った教職員を増員することが、最も重要ないじめ対策であるというふうに考えます。

それから最後になりますが、今回、重大事態が起こっていない状態で、各学校の調査に入っております。これまでの調査報告書というのは重大事態にフォーカスして、それで事実関係を明らかにして、学校とか教育委員会の対応、検討して、再調査、再発防止を提言するものでしたけども、今回の検証というのは、平常時の学校や教育委員会の活動を対象としたものであり、重大事態が起きてからどうすべきかというものではなくて、日頃の学校や教育委員会の活動がどうであるかを把握するものでした。こういう把握が、とても学校のいじめ対策には重要であるというふうに私たちは今考えますので、今後、平常時の学校の状況を第三者的に把握できる仕組みも必要であるというふうに考えて、最後に第4番目としております。以上でございます。

(河村市長)

はい。ありがとうございます。そうしましたら教育委員会の皆さんからご発言ということで。

(西淵委員)

教育委員をさせていただいております西淵でございます。

今回本当に短い時間の中でいろいろ精力的にご調査いただきまして本当にありがとうございました。それぞれ思い当たる節というか、そういうものがあり、本当に短期間ではありますけれども、実態をよく掴んでいただいて、報告にまとめていただいたということで、感謝申し上げます。それを活かしていかないといけないわけで、これまでもいろんな事案を踏まえて、いろんな対策をとってきたんですけども、それが本当に有効かどうかということをもう一度検証するとともに、せっかくこういう機会を作ってやっていただきましたので、それをぜひ今後生かしていくような形をとりたいと思います。

一つはですね、教科を教える人と、進路とか悩みを抱える人をナビゲートしていくってことは、少し質が違うんじゃないか。子ども応援委員会、先進的な取り組み

として、市長さんロサンゼルスに行かれたときに、それを設置されたんですけども、その中身の人みたいなもの、スクールカウンセラーだとかが中心なんですけど、私どももそのあと調査団、使節団で調査に行きまして、ロサンゼルスに。やってきたんですけども、その時にやっぱり最も大きい課題は、教職員との連携、これが一番ネックであり、大きく機能が十分果たせるかどうかの課題であろうということはもう当初からありました。ご存知のように学校は学校のやっぱり長年ずっと培ってきた教育文化みたいなものがありまして、そういうものが、その新しい考え方のもとに、子ども中心で動いていくという。先生たちも今まではカウンセリングとかそういうものも、教育相談として自分たちでやってきたという自負があるわけですね。それが今多忙化を招いているわけですけども、今提言の中にもありましたように、教員にゆとりを持ってあたってもらっていかないといけない。この中で教育委員会とか学校以外になごもっかに行っていたいただきましたよね。このなごもっかのような仕組みを、応援委員会の中に、一つ取り込んでいって、新たな職を作っていったらどうかなと思っております。応援委員会も、十分たくさん人が配置されるようになってきましたので、なごもっかなどを参考にするといいですね。なごもっか今手一杯なんです、聞いてみると、間宮弁護士なんか本当に獅子奮迅という形でやってみえるんです。教員の仕事の中にですね、やっぱり親との相談とかクレーム対応とかいろいろあって、その親御さんにですね、聞いてみると、学校に言ってただけど、校長も教頭も何も動いてくれなかったっていうそういう不満を聞くんです。ですので、そこんところをですね、第三者的にその例えばスクールロイヤーとかね、或いは、そこまでいなくてもメディエーターとか中間のような人をですね、応援委員会の中に、スクールカウンセラーと教員を結びつける機能として配置していったらどうかなと、報告を聞いて思いました。

もう一つはですね、やっぱりゆとりを持たせて教育にあたらせていくってことは非常に大事なことです。少し教員不足の問題も取りざたされていますけれども、合格者を少し多めに取っておいて、正規の準備期間として学校やその他に正規教員になるまでの準備期間として学校に配置する。ちょっと昔の代用教員みたいな感じなんです。そういうことをやったりですね、教育を目指してて教員になろうと思っても、今年収が低くて落ちると、他の職種行っちゃうんですね。ですから、そういうものに例えば教員になった人には返済を免除するような、奨学金制度を作りながら、いい人材を名古屋に確保していく。幸い名古屋はですね、あんまりたくさん欠員が出てない状況、はあったと思うんですけど、これからはですね、やっぱりそういう時代に入ってきてじゃないかなというふうに思うわけですから、これだけ大変な仕事をですね、補助するような形を、仕組みを考えていったらどうか。これは教育委員会の方でも十分議論させていただけたらありがたいなと思います。提言聞いてそんなようなことを感じたということで、発言させていただきます。以上です。

(河村市長)

はい。ありがとうございます。じゃあ、教育長の方から。

(坪田教育長)

私は教育長としての思いもありますけれども、文部科学省の方で、まさにこのいじめの防止対策を3年4ヶ月やってきたっていう両方の立場から、今回の調査報告書を読ませていただきましたし、私自身別の視点を持っていて、全く楽観はしてなくて、まだまだな面が多いというようなところは全く報告で指摘されていることと同感でございます。一方で、ことが起こったら、これ先般もちょっとある南区の学校に行ったらもう玄関、もう入ってすぐにもういじめ防止のいろんな子どもたちが書いたメッセージがもう玄関だけじゃなくて、廊下などの各所にあって、校長室にももちろんそれがあって、もう一番これは大事なことだというふうに捉えられていると。そういう学校、校長先生の意識のある一方で、すべての学校で本当にこのぐらいの意識なのかということもやっぱり、思うわけで、小中高400近くある中で、やはり温度差があってはいけないということ。そういう意味で、今回調査された学校については、ある程度やっているというような、努力が見られるというような評価をいただいたんですけども、ただいろんな過不足をやっぱり我々整えていく役割を教育委員会、学校設置者としてはやっぱり、意識を継続しなくちゃいけないという部分があるのと、おっしゃられた通り好事例をもっと我々の方がよりストックしてシェアするという役割を、これも日常的にやっていないと駄目だという意識を、またこちらで出していただいた部分があります。特にいじめ防止対策推進法ができて、一番大事なものはこのいじめの防止等の対策のための組織、この22条ですけれども、学校の組織で法律で必置になっているのは、実はこの組織ぐらいなんですね。あとは任意で、慣例で作られている委員会や何とか部会が多い中で、このいじめ対策組織、名称はいろんなものがありますが、必置であると。だからこれは絶対軽んじられてはいけないですし、1ヶ月程度の開催だから、なかなかという部分もありますけど、別に1ヶ月1回で決まってるわけじゃなくて、毎週やっていただいてもいいし、臨時でも必要があればやっていただくという、もうここに情報を集約して、組織的にいじめの対応を素早くやっていくという法の精神が、本当に活かされているかどうかでことに我々は常に意を用いていかななくてはならないし、各指導主事、区担当指導主事においては、専門的な助言がしっかりできるように、常に勉強して、こまめに学校を回って指導していくというようなことをやっていかないと、やっぱり、ややもするといろんなことが薄れていくということがあるなというのを感じましたので、ちょっと発言させていただきます。我々ここには書かれてない手応えとしては、実はいじめの認知数は確実に増えていると、だから早期認知をして、早めに収めていくと、重大事態にならないようにするというようなことを、目標にやっけていまして、それが浸透した結果として、令和2年度から令和3年度には約2倍に認知件数をしておりますし、令和4年度は、まだ集計中ですけどもおおよそ1.5倍になる。これは昨年私が7月に着任した後に自分でも研修ビデオに出まして、いじめの認知をすることがいかに大事かと、決していじめの認知数が多いってことは、駄目なことではなくて、むしろ早くいじめを解消に向けて取り組もうという、まさに早めにスタートラインに立っているということで積極的に、むしろ肯定的

に評価をするというようなことを、周知したところ、きちんと認知をしてくれるようになった。特に小学校の低学年ですね、それまではどうも学級担任の中でも、抱え込んでいたり、我慢してた部分があったと思うんですけど、ちゃんといじめ対策委員会に報告して、組織的に対応するようになってきたというのが、この数字からも私は現れていると思うので、着実にいじめ防止対策への意識は高まっていると思うんですけど、ただいろんな過不足とかは、常に注意をしていかないといけないことを、この報告のこの各学校の調査事例を見ても、また改めて感じた部分でございます。書かれていたように学校経営全体の問題としてですね、しっかりこのプライオリティを上げて考えていくべき問題だというふうに思っています。あと先生からは、もう少し学校の独自性を生かして大綱的であるべきとあって、我々も悩ましいところは、あまり事細かに言ってしまうと確かに、単に負担感だけになってしまって、本質を見失うことがある一方ですね。やはり先ほどから過不足を補うためには、ある程度少し細かく詳細に明確に言わなくてはという部分もあるということなので、これは我々も悩みながらですね、学校の本当の実際の体制とかを意識したり、負担感を意識しながらも、両面で考えてやっていきたいと思っております。あと学校の余裕の必要性についてはおっしゃる通りで、西淵委員からもありましたけれども、ちょっと体制確保については、これはもう国の教職員定数加配の積極的活用などもありますけれども、また我々いろんな専門職を応援委員会で投入しておりますけれども、それで足りない部分があるんだったらまた、考えていけなくちゃいけない部分があるなということはありません。ただ一方で先ほども申しましたけれども、学校経営の問題としては優先順位を、いじめ対応というのは上げていくという中で、何が絶対やらなくてはいけないのか、何が学校の中では任意なのかというような部分は、整理しながら、いろいろ学校を支えていくことが重要ななということを感じております。あと平常時の学校の状況の把握の必要性についてご指摘いただいております。我々教育委員会自体が学校をしっかりと見ていくっていうのがまず第一義なんですけれども、第三者的には、名古屋市のいじめ対策検討会議も置いてますので、その会議で、日常のチェックというものはいろんなデータを提供するなり、状況を報告するなりしてやっていただくのかなというようなことも考えています。

あと情報ですけども、今年1月に、市のいじめ防止対策基本方針を全面的に改定しました。それを踏まえられた調査だと思っておりますけれども、学校現場に実際に浸透して、動き出すのは4月からですので、そこでかなり今回の見越してといいますか、大体こういうことが課題ではないかっていうことや、これまでの第三者委員会報告書に書かれたことについては、漏れなくですね、網羅的にそこでは書き込ませていただいております。特に重大事態は、本当に被害者の方に立って、積極的に調査を始めるというようなことを書いておるところでございますので、そういうことがうまく機能してくかどうかは、本当我々しっかりと見ていけなくちゃいけないと思いますし、あとこの報告書について、この提言については、多くの方に読んでいただきたいと思っておりますので、もちろん簡略版もありますけれども、実際のを各関係者に読んでいただきたいと思っておりますので、意識が低下しないように、しっかり

と、いじめ防止対策や自殺防止、子どもの命を守ることが本当にプライオリティナンバーワンだというような意識で、学校経営の方を支援していきたい、教育委員会としてもしっかりとやって仕事をしていきたいと思っております。以上です。

(河村市長)

はい。ありがとうございます。中谷先生お願いします。

(中谷委員)

まずはですね今回の調査報告書を取りまとめていただいた安部弁護士はじめ委員の皆様には多大なご負担をおかけしまして、本当にありがとうございました。そして今回はいじめ防止対策調査報告書ということで、教育委員会も、聴取の対象ということで、教育委員としてもですね、責任の一端を感じるころでありまして、改めて謹んで拝見いたしましたところでございます。今回のですね、この調査報告書を拝見して私が印象に残りましたのは、いじめ防止対策の調査報告書と言いますと、例えばですね相談体制が不十分であるとかですね、教員の力量が不十分であった、或いは家庭との連携がなされてなかったというような、こういう問題の指摘かというふうに想像するかと思うんですが、それが一切なく、ここに概要版の提言のですね、三つ目の事項で、増加が見込まれる時間数に見合った業務を行う教職員を増員することが教育行政機関が行うべき最も重要ないじめ対策であるという、この学校の余裕というのが一番大事であるというふうに言われているところが非常にことの難しさと、実際の教育現場のリアリティを感じさせる報告書として拝見したところでございます。ですので、私の方はですね、一つ目は少し広い間口でですね、教員の職務環境や採用の状況ということ、それに合わせて名古屋市独自の子ども応援委員会を中心とした専門職の力量向上というその2点について、発言させていただきたいと思っております。私自身も教育心理学という専門を持っておりますので、そのような視点からも、この辺りのことはですね非常に重要だというふうに考えまして発言させていただく次第です。

一つ目の教員の職務環境であるとか、いわば基礎体力、健康度といったようなものなんですが、これはご存知の通りですね、教職員離れとかですね、倍率の低下ということが、世の中をずっとこの数ヶ月、数年にあたって、報道を賑わせているところがあります。一部の地域では3年の段階で教員採用を行って、早期に就職活動を軽減することによって教員採用離れを、無くすというような方法もあるようではございますけれども、そういうような方法がいいのかどうかということも含めてですね、教員の職務条件そのものを見直す方が先決ではないかということを確認として申し上げたいと思っております。ご存知の通りですね、給特法の条件のもとですね、残業をしてもその残業代が払われない職務の状態が学校の教員には、永続的に続いているわけで、それではですね学校の先生方が、わずか数パーセントの手当ではとても回収できないような残業を強いられて、それをせざるをえないという、持ち帰って仕事をする土日もないというような状況ですね。そこで夢を持って教員になりましょうというのは、矛盾したメッセージであって、教師のバトンという案件がありましたけれども、あのようにむしろ、

一般的から見れば教育行政が現実を見ていないということの証左になってしまうのではないかと、教員の職務環境の改善と採用の改善ですね、採用の方法の見直しということが必要ではないかというふうに思います。その上では、一つ注目される動向として、最近報道されております国家公務員における人事院勧告に関する件で、公務員の週4日制の勤務制度や時短勤務制度などの動向があります。学校教員の方は週5日どころか6日7日というのが実態化しております。このようなもう少し柔軟な勤務体制をとる、子育て中の教員の方でもですね、勤務が続けられる、あるいは週3日とかですねもうちょっと突っ込んだことまでできるようになれば、給与面を維持するという枠組みが今は大勢かと思えますけど、その点のバランスも含めて考慮していただくぐらいの、本市独自の国の動向に合わせた教員採用の柔軟化ということを、ご考慮いただくことが一つは可能性としてはあるのではないかなど。国動向もあってもかもしれませんが、それに先んじて行うようなことだって、法令上はできるはずでありまして、そのようなことも考える必要があるのではないかな。併せてですね、後で申し上げますが、子ども応援委員会におられる専門職の皆さんもですね、実際のところ倍率の低下ということが全国的に起こっているわけですし、人材の枯渇ということも全体に少子化もありますが、全体にそういう福祉職、教育職に向かう学生の低下ということが傾向としてあります。ですので、その人たちもまさに女性が非常に多く、子育て世代も多くおられるんですね、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの方。その方々が週4週3という形で常勤で勤められるような仕組みというのを、国の動向を待ってですね、いち早く取り組むことも、非常に市としての独自性とか、市としてそういう教育福祉、教育行政に力を入れてるんだという姿勢にもなるのではないかなというふうに思います。

2点目ですけれども、専門家養成ということについてですね、先ほどから安保弁護士のご説明の中にも、たびたびご指摘いただきました子ども応援委員会、スクールカウンセラーの役割の大きさと、チーム学校と言われますけれども、そのような実態化されている組織を持つ名古屋の強みというものはあるはずです。ところがそれがうまく働いていない面がこういった報告書の中で散見されるということかと思えます。SCの力量形成、ソーシャルワーカーの力量形成ということの上で研修ということがしばしば言われるんですけど、研修のみならず、現場に行って先輩であるとか、それこそ指導主事であるとか、あるいは教育委員会の管理職的な方がですね、学校での動き方であるとか、あるいは相談業務のあり方であるとか、そういったことを一緒にこう、インターンではないですけども、新規採用された方を現場で、一緒に動き方を学んでいただくと。入ったばかりだけでも再教育のような気持ちでですね、我々もちろん教育専門家養成に関わっている大学教員ですけども、その上で現場の論理とか倫理というものがあると思いますので、それらについて、実際に行って空気感とかということも含めて、研修という外部的なものだけじゃなくて、現場での伸び方みたいなことをですね、一定期間、経験するような機会があってもいいのではないかなというふうに思います。

あわせてポジティブなこともぜひ申し上げたいと思うんですが、先般ございました

が、全国学力学習状況調査というのがありまして、その中には児童と学校のアンケート項目があります。その中の項目で、子どもの悩みや相談をしやすい体制化という項目があります。これは学校が答えるんですけども、その回答ですね、独自にちょっと分析をしてみまして、市教委の方でも共有してるんですけども、名古屋市と全国と比べた場合には、名古屋市の方が、その割合が若干ですが高いということがあります。つまり相談がしやすい体制だと学校が認識しているということです。併せて子どもの方もですね、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますかという項目なんですけど、こちらも若干ではあるんですけど、やはり子どもの相談しやすいという感覚が高く評価されていると。つまり学校も子ども自身もですね、相談しやすいという感覚は持っている、全国に比べて名古屋市の子どもはですね。これは良い兆しだというふうに思うんですけど、ただそれが実体化されていない。その部分について、やっぱり西淵委員が言われたような連携の部分や、専門職の職能の力量向上の部分で、もう一歩進められないだろうかということを考えます。併せて個々の事例では、やはり学校や教育委員会の不足という面も指摘されていると思いますし、今回の調査報告書の中でも、教育委員会の調査の1項目であるとか、6番目の子ども応援委員会の専門性の活用ということには具体的に指摘もいただいておりますので、あるいは提言の1項目目の指導主事との関与ということについても指摘をいただいておりますので、この辺りは具体的に教育委員会でも見ていただく、検討して頂き、具体化していただけると良いのではないかと思います。以上です。

(鎌田委員)

せっかく名古屋市で市長さんの思いのもとに、1人も死なせない名古屋市というものを標榜している訳ですから、かつ我々は誰もそれに反対していない、賛成であるという立場の集まりだと思っております。教育委員会においても、私は坪田教育長は新しく来られて、非常に真摯に取り組んでいただいているというふうに思っております。しかし現状のままいきますとですね、やはりこの1人も死なせない名古屋市というのが達成できるかということと非常に難しいのではないかと考えます。もし他の都市でそういうことが実現できているということであれば、その方策を採用してもいいだろうというふうに思うんですけども、多分それができていないということであれば、名古屋市は先進的な今までにないような施策を持って取り組まなくてはいけないのだろうと考えます。1人も死なせないということは点数でいきますと99点では駄目なんですけどね。100点にならないといけない。このいじめということにつきましては、いじめの方といじめられる方と二つあるということを認識した上で、このいじめられた方を助けるということについて今までずっとやっているわけですけども、そうじゃない、それだけではなくて、いじめの方も、もしいじめると大変な問題が起こりますよということを、抑止力として強力に訴えていかないといけないというふうに考えております。これについてぜひ名古屋市として、真摯に真剣に取り組んで、日本全体の模範になるような形になればいいなというふうに考えております。実際、これ日本の新聞に出てましたけれども、フランスで、いじめの側、これいじめは世界中にあるというこ

とでありまして、フランスでは、いじめる方に対して、法律で処罰する、巨額な罰金があり、なおかつ牢獄に入れられるということになっておりまして、名古屋市の教育委員会でも調べていただいたらそのようになっていくというようなことでありました。そのぐらい厳しく加害者側に対しても、抑止力を提示しなければいけないというわけでありまして、ほとんど今までは、加害者というようなことを言うことすら、憚られるということでございましたですけども、自分の子どもがいじめられて例えばそれを原因として自死に至るようなことになった場合に、果たしてそれは傍観的な、第三者的な意見でいけるかどうかというと、そうじゃないだろうというふうに思うんですね。そういうことで、ぜひですね、この加害者側をいかに処罰するか、被害者側をいかに助けるってということと同じぐらいの比重で対応していただければいいんじゃないかというふうに考えます。学校の先生というのは非常に忙しいというふうに私は認識しておりますけれども、もし万が一、いじめやいじめを起因とした自死ということが起こりますと、それに対する対応というのは大変なことでありまして、さらに忙しくなってしまうというふうなことで、別に忙しくなるからということではないんですけども、重要なことだから、それだけ忙しくなってしまうというので、それをいかに起こさせないかということによってこれにいかに取り組むかということが重要だということについて、改めて、意見を述べさせていただきました。以上であります。

(河村市長)

これは別に議決する場ではないものですから、方々から伺ってご意見ということで。とにかくまずご報告ありがとうございます。

この場合はいろいろ聞いておりまして、1人も死なせない、子どもを1人も死なせないナゴヤ、まず実現されてないわけです。大体去年10名、未遂も入れて10名の子どもが亡くなっているということで、最近ちょっときついですけど、よう言っておりますが、義務教育なのでこれ、義務教育の憲法上は親の義務ですけど、実際は、子どもが学校へ行くということでございまして、義務教育がこういったところ、その自殺の一番大きい理由は、もう文部省の報告でも514人と、あれは未遂が入ってないと聞きましたけど、やっぱり成績とか進学とか、そういうやつなんですよね。今回いじめということで名東区の例が基礎となっておりますのでいじめで出ておりますけど。ということは、これはしかしちょっと言いにくいわけでもないけど犯罪ではないかと。きつい言葉で言いますと。義務教育で学校に来てもらったところがですね、子どもが。なんとその本体業務というか本体の仕事である勉強とかですね、進学を、気にして、命を落とさないかということではですね、これは普通、会社、零細企業やってみましたけども、そこでいろんなミスで従業員が死んだりお客さんが死んだりしたらえらいことですよ。業務上過失致死に、事案によりまして、なる可能性もあるし、業務止められますからね。多くの場合、労働基準監督署に。ということですからまずそんだけの認識があるのかと。本当に。学校が何のためにあるのかということまで振り返らないと、子どもを守るところじゃないかと。勉強教えるところですかねこれ。学校というのは。ほんでこれ、昨日と一昨日か。硬式野球で日本のチャンピオンになっ

た、野球の中学生のグループが来まして、10 何人選手がおって塾行ってますかと聞いたら半分行ってますねやっぱり。昼間普通の学校行って、塾行って、また硬式野球の練習やっとするわけですよ。これではねえ。いいんですかね、そもそもこんなことやらせて、親は。これ、そもそも、注意しろとか、いろんな組織を作るのは、作らにやいかんけど。根源のところを変えないかんということになるとやっぱり受験勉強がいかんですね。もう高校入試止めないかんでしょ、こんなひどい話は。

そこらに踏み込めない日本の社会というのは、重要なところで間違いを起こしとんじゃないかと思えますね私これ。子どもを死なせないという思いもありますけど、イーロン・マスクがどうか分かりませんが、ビル・ゲイツがどうか分かりませんがね。ああいう、もう今のスペシャリティを持つとる非常に個性的な外国人、産業引っ張って、凄いスペシャリティ。そういうのでも圧倒的に後れを取るとるで、NHKそのことばかりじゃないすか。ワールドビジネスサテライトもそうですけど。基本的なところで学校の先生たちの意識が変わらないことには、なかなか僕は子どもの不幸がなくならんし、そういう、自分の得意な分野で伸びていく子どもも生まれてこんと思えますよこれ。西淵委員も74で、うるさいこと言うな言うかもわかりませんが。

(西淵委員)

学校、教員が変えれない、そこは。教員が意識は変えないといけないですけど、制度的な問題だもんで、教師が変えれないことじゃないですか。受験体制なんて。それは教育委員会とか、市長が、みんなで議論してやるからと、社会の体制だもんで。それは難しいと思えますけど。

(河村市長)

それはそうですね。だから私も細うで繁盛記じゃないけども。坪田さんも大体同じ気持ちだもんで。本当に飛び込んでいこうと。こないだ勉強したところでは、いろんな名古屋市も2兆円の予算がありましていろんなことやりますけども、自治事務もありますけれど、何だかんだ言ってるのは国のやりたい方針には逆らえないところがある。教育委員会だけは、本当にこれだ言ったら名古屋市単独でできる、実は。実はそう。アメリカ式ですから。今、西淵先生が言いましたように、僕らの使命としてね、私もうすぐ八事いかないかんですから、その使命として、今言ったような考え方をえようまいと子どもさんに対する。その方が成績がよくなると今ほとんど明らかにされとる。イエナだとかPBLだとかそういうやつでね。自由に好きなことやって受験勉強なしにしてもらった方が成績がよくなると、大体言われてます。今西淵親分から、教員からはできないというありがたいお言葉がありました。それ言ってもらった方がいいですよ反対に。言ってもらった方がいいよ。こちらが、やるよりしょうがない、というような気持ちがある。それと具体的な提言はいろいろありましたけど、かと言って本当に苦しむ子どもたちを救うことは重要だで。週1回やるのか月1回やるのか、ケース会議をきちっと、どうやって誰がそのケース会議を運用して、例えばこの子はもう入院させないかんとかですね。そういうことをやっぱり専門家のジャッジを

やっていくという仕組みをきちっと整えようと。そのためには教員だけでやるということを言ってる人もいます。スクールカウンセラーないし、その他の方法によって別の専門家のがやっばええんだなんていう意見もあります。それは丁寧にやりながら、一刻も早くやらないと、子どもが死んでしまうでいかんですよ、これ本当に。これはですね、そんな気持ちを持つとる次第でございました。いろいろそんなことでございますね。今日はいろんなご提言をいただきまして、ありがとうございます。議決するところではありませんので。これで一応終わりにしたいと思います。ありがとうございました。